

令和2年度

# 総務教育常任委員会会議録

令和2年10月19日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和2年度

# 総務教育常任委員会

令和2年10月19日（月曜日）第1号

---

◎案件

- (1) 調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について  
(2) 調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

---

◎出席委員（6名）

委員長	川村明雄	副委員長	花田勇
委員	木村隆	委員	杉村志朗
委員	平野隆雄	委員	溝部幸基

---

◎欠席委員（0名）

---

◎委員外議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
町民課長	福原貴之	総務課長補佐	村田洋臣
企画課企画係長	阿部孝憲		
教育長	小野寺則之	教育委員会事務局長	石岡大志

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

---



○委員長（川村明雄）

おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の調査案件は、2件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

総務教育常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、総務教育常任委員会へご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の調査事件は、第5次福島町総合計画の変更についてと、福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてとなっております。

調査事件7の第5次福島町総合計画につきましては、後期実施計画の初年度となっておりますが、本年度のローリング作業がまとまりましたので、変更に関する事業等について、お諮りするものでございます。

なお、当常任委員会所管の新規登載となった主なものについては、一般社団法人福島町まちづくり工房運営支援事業などとなっております。

これから年末にかけて、令和3年度予算編成作業が本格化してまいりますので、年度末に向けて、さらに精度を高めてまいりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、調査事件8の福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてですが、この度、国において、公職選挙法の一部が改正され、町村の選挙における立候補環境を改善する目的で、選挙運動に要する費用等が公費負担の対象となったことなどから、新たに選挙運動の公営に関する条例を制定するものでございます。

なお、調査事件に関して詳しい内容は、担当課長より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、総務教育常任委員会の開催にあたり、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長の挨拶を終わります。

これより調査事件に入りますが、まず調査の方法について、説明をいたします。

本日は2件の調査事件がありますが、最初に調査事件7から資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明に対する質疑を行います。質疑が終了した段階で、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換が終了後、説明員の入替えを行い、調査事件8を同様に行います。すべての調査事件の質疑・意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとり、休憩中に調査事件毎に論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見の取りまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についての調査に入りますが、予め調査内容について、簡単にご説明いたします。

本調査事件につきましては、定例会9月会議において議決された第5次福島町総合計画後期実施計画について、町において行った令和2年度のローリング作業に伴い事業内容の変更が生じたため、変更となったその内容等を調査したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住吉企画課長。

### ○企画課長（住吉英之）

それでは、総務教育常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和2年度定例会9月会議において議決された本計画について、令和2年度のローリング作業に伴い変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画につきましては、ただいまのところ事業件数が142件、事業費の総額が55億7,090万円となっております。こちらに新規事業として5件、事業費を4,400万円の増額、変更の生じた23事業に係る事業費を3,280万円減額し、総事業費を55億8,210万円に変更するものでございます。

財源の内訳としましては、国・道支出金が690万円の増額、地方債が80万円の増額、その他財源が4,890万円の増額、一般財源が4,540万円の減額となっております。

(1) 総事業費等の変更についてでございますけれども、ただいま説明をしたものを表にしたものでございますので、ご確認願えればと思います。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要についてでございます。

変更の理由毎に整理したものでございます。新規に登載となった事業が5件で4,400万円の総事業費でございます。事業費等に変更が生じた事業につきましては23事業で、総事業費が3,280万円の減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

(3) 施策体系別の変更について。

それぞれ基本方向の項目別における変更の内容を整備したものでございます。

産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成から、協働のまちづくり・行財政運営の充実まででございますので、ご確認願えればと思います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について。

総務教育常任委員会所管分について、内容の説明をいたします。

まず、上段の事業名が、地域公共交通確保維持改善事業でございます。変更の内容につきましては、令和3年度に地域公共交通計画策定の事業を追加したものでございます。これによりまして、総事業費が300万円増加となっております。改正しました地域公共交通活性化再生法に基づきまして、当該計画が地方公共団体に作成を努力義務化されたところでございます。今後、デマンドバスを運行するにあたって、当該計画に基づきまして、補助事業を活用してまいりたいと考えてございます。

次の段でございますけれども、地域間幹線系統松前木古内線バス車両更新事業でございます。変更の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、バス車両の更新が困難となったことにより更新年度を変更するものでございます。当初の計画では、令和元年度・令和2年度にバス車両の負担を予定してございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の車両更新が困難となったということで、令和4年度に事業費を先送りしたいと考えてございます。ただ、令和4年度に実施できるかどうかは、今後の状況を鑑みながら実施してまいりたいと考えてございます。バス車両の老朽化が著しいということで、どこかの時点では更新が必要という状況でございます。総事業費の増減はございません。

下段の事業名が、防災・減災対策事業でございます。変更の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策備蓄品購入費を追加したものでございます。これによりまして、総事業費が600万円増えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の事業名が、塩釜地区消火栓移設事業でございます。変更の内容につきましては、防火水槽撤去の追加と、財源を見直したものでございます。財源につきましては、一般財源をその他ということで移転

補償費に変更したものでございます。これによりまして、総事業費が290万円の増加となるものでございます。

中段の教員住宅改修事業でございます。変更の内容につきましては、令和3年度に三岳校長住宅改修を取り止めて、令和4年度に美山教員住宅の改修を追加したものでございます。令和3年度の事業費が150万円の減、令和4年度事業費が220万円の増で、総事業費トータルで70万円の増となるものでございます。

一番下段の議会映像設備新設事業でございます。変更の内容につきましては、議場内でのタブレット導入等の議会ICT化整備に伴う事業内容の見直しということで、令和3年度にタブレット導入等に係る事業費を400万円増額してございます。令和5年度に大型液晶テレビ操作PCの予定をしていましたけれども、こちらを取り止めて170万円の減となるものでございます。総事業費がトータルで230万円の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の事業名が、町勢要覧作成事業でございます。変更の内容につきましては、事業実施年度を見直したものでございます。町勢要覧の作成につきましては、令和2年度に予定してございましたけれども、新型コロナウイルスの感染によりまして、イベント等の写真、こういった情報収集も事業の内容としてございましたけれども、町でほとんどのイベントが中止になり情報収集業務が困難だということで、当初5月の入札を見送ってございましたけれども、このような状況から令和3年度に改めて作成を予定したいというところでございます。事業年度の移動でございますので、総事業費の増減はございません。

次に、中段の公用車更新事業でございます。変更の内容につきましては、公用車の更新計画を見直したことによる事業費を精査したものでございます。令和3年度の事業費は180万円の増額、令和4年度の事業費を250万円増額、令和5年度の事業費を600万円の減額としたものでございます。これによりまして、総事業費が170万円の減額となるものでございます。

一番下段の事業名が、情報系サーバ・業務用パソコン更新事業でございます。変更の内容につきましては、情報系サーバ更新に係る事業費の追加でございます。令和4年の事業費が710万円の増額、令和5年の事業費を440万円増額いたしまして、総事業費が1,150万円増額となるものでございます。

変更の生じた事業の総務教育常任委員会所管分につきましては、変更後の総事業費が1億7,800万円でございます。2,470万円の増額となるものでございます。

経済福祉常任委員会所管分につきましては、説明を割愛させていただきまして、次に新規に登載となった事業について説明いたしますので、資料の12ページをお開きください。

(5) 新規に登載となった事業について、総務教育常任委員会所管分について、内容の説明をいたします。

上段の事業名が、一般社団法人福島町まちづくり工房運営支援事業でございます。事業内容につきましては、観光振興の推進や交流人口・関係人口の拡大を図るため、一般社団法人福島町まちづくり工房の運営に要する経費及び体験型観光や特産品開発等に係る事業活動を支援するために補助金を交付するといったものでございます。令和3年度から令和5年度の3年間、各年度300万円の定額で補助をしようとするものでございます。事業主体につきましては福島町、総事業費が900万円でございます。

次の総合体育館高圧設備改修事業でございます。事業内容につきましては、総合体育館の電気設備の老朽化による突発的な停電事故等を防止するため、高圧設備の改修を行うものでございまして、令和3年度に改修を予定してございます。事業主体は福島町で、総事業費が180万円でございます。

総務教育常任委員会所管分の新規に登載になった事業は2件で、総事業費が1,080万円でございます。

経済福祉常任委員会所管分につきましては、説明を割愛させていただきます。

なお、総合計画の変更につきましては、10月12日、12名の委員の出席によりまして、総合計画審議会を開催し、ただいま説明した変更の内容、また、新規事業の内容を説明し承認をいただいているものでございますので、申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更について、内容の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（川村明雄）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。ページ数を示してお願いします。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

5ページの教職員住宅の改修事業のところで、説明では、令和2年度の三岳の教員住宅が無くなったと。そして、令和3年度、白符の教員住宅の水洗化はどうなったのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

教員住宅の改修でございますが、令和2年の三岳の教員住宅は、これはもう既に発注して終わっているものでございまして、計画内容の変更につきましては令和3年度、来年度予定しておりました三岳校長住宅、福島小学校の校長先生が入っている住宅ですが、こちらの改修を、当初、改修する場合に設計を組んだら約1千万円かかるという部分でした。それで、当面は維持補修をしながら、使える期間は使っていきますということで取り止めにしております。また、美山の教員住宅につきましては、吉岡地区の小学校がまだ将来的に存続する見通しが非常に高くなっているという観点も含めて、令和4年度に美山教員住宅の改修を追加したという内容で整理しております。また、令和3年度の白符教員住宅につきましては、予定どおり実施の方向でございます。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

令和4年度の美山教員住宅の部分のこれは何件分ですか。

○委員長（川村明雄）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

美山教員住宅は平成5年に整備したものでして、4件分でございます。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

今、平成5年の整備と言いましたが、平成7年度の整備の間違いですので、訂正いたします。

○委員長（川村明雄）

ほかに質疑ございますか。

木村委員。

○委員（木村隆）

総合計画の変更の議案提出はいつになるのかということ、まずお伺いしたいです。12月なのか、3月なのか、臨時会で2月なのか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、ローリングに伴う分につきましては、12月の議会で議案等提案したいと考えてございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

4ページのバス車両の件なんですけれども、当然、単町のことではなくて、4町で考えなきゃいけない問題だと思うんですが、この令和4年度に事業費を挙げるこの話し合いというのは、どういう風にされているのでしょうか。



○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

渡島西部行政連絡協議会。木古内町、知内町、福島町、松前町で、これまでも主にバスの運行の關係につきまして、ここで協議してございます。この度のバスの支援、この車両の支援も含めまして、そこで協議してございます。まず、令和2年度の車両更新は、そこで実施困難ということで協議をして取り下げるといふことで、ここは一致してございます。ただ、令和4年度に850万円をスライドさせたといふことにはなりませんけれども、これはここまでまだ協議は整ってございません。先ほども説明しましたけれども、車両の老朽化が著しいといふことで、いずれ想定されるだろうといふことで、福島町の総合計画におきましては850万円をスライドさせていただいたといふ内容になってございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それから、5ページの教員住宅のところでは美山の住宅。今、石岡局長の方で平成7年に建てた4件といふことでしたけれども、2棟建っていますよね。吉岡の教員住宅、前と後ろと。あとの4件といふのは、どうなるのでしょうか。特に改修予定は今後見込んでいないのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

平成5年の建物と平成7年の建物がございます。平成5年の建物につきましては、今現在4件入居者がございます。それで、平成7年の部分に関しては、先ほどご説明したとおりの中で、令和4年度の改修に向けた計画をしているところでございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それから、新規の方で工房さんの900万円の關係なんですけれども、大きな事業といふことで工房さんで温泉の委託管理と、クルーズの方が今は町という形ですけれども、クルーズの在り方といふか、コロナの關係で確か来年度も町でやるといふことでよろしかったのでしょうか。来年度が町で、再来年から工房にという形だと思ふんですが、もう一回お伺いします。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

岩部のクルーズ事業につきましては、町が事業主体となって、工房さんの方に委託をしているといふ状況でございます。来年度につきましても、工房さんの方に委託といふことで考えてございますし、委託の方法が来年度以降、来年は今年と同じようなスタイルになりますけれども、基本的に指定管理者といふ形で委託を考えてございます。来年度は今年と同じスタイルになりますけれども、その以降につきましては、委託するにしても指定管理といふような方向性で整理していきたいと考えてございます。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

それと、12月議会に提出といふことなんですけれども、1点書いていないことを聞いてもいいですかね。産学官連携事業ありますけれども、プログラミング教室を今やっています。年間どれぐらいの事業費かかっていますか。今年は多分、夏はやっていないと思ふんですけれども、夏と冬の2回でどれぐらいの金額の事業費なんでしょうか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

プログラミング教室の事業費につきましては、昨年度150万円。夏休みと冬休みの2回で150万円

ということです。令和2年度も実施の予定でございましたけれども、今のコロナの関係で開催を見送ったと。これにつきましては、まだというか、そのような状況でございましたので、契約は結んでございません。冬にはやりたいなという風に思っておりますので、その際には150万円ということではないような委託料になるのかなという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

ほかにごありますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

まず、10月12日に諮問会議を開いたと言うんですけれども、諮問会議に提出している資料というのは、今日提示した資料以外に、具体的な内容を説明するような資料、積算根拠みたいなものを示す資料というのは配付しているのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

審議会の方につきましては、総合計画の変更、それともう1つ案件として、ふるさと納税の方を報告事項として報告させていただきました。総合計画の変更につきましては、基本この内容の資料を提示しているところでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

4ページのデマンドバスの関係ですね。ちょっと課長、説明したんですけれども、地域公共交通計画策定の部分。努力規定ということで新たな法律改正があったと言うんですが、この法律改正はいつですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

時期のところは明確には資料があれなんですけれども、法律自体の改正につきましては、何年か前になされて、施行がこの6月とか7月というような状況でございます。今、資料の方を見えていますけれども、そこを探し出せませんので、後ほど回答したいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

努力規定になっているものを、今回策定に入るという理由はなんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今、福島町の方では、地域の足の確保ということでデマンドバスを運行させていただいております。事業主体は山崎ハイヤーさんの方になりますけれども、それを国からの補助をいただきながら、福島町の協議会の方で認めた計画に乗って運行しているという内容でございます。国庫補助を使うということに関しては、必ずしも今の新しく作る地域公共交通に基づいたものでなければならないということではございませんけれども、基本、補助を入れながら、そういったものを運行するということになると、この計画が必要になってくるという状況で伺っておりますので、デマンドバスの運行につきましても、この計画によって、これまでのスタイルで行くのかどうかというか、色々な今回のこの計画につきましては、町で運行しているバスだとか、民間で病院の送迎をしているバス、それと勿論大事な路線バス。こういったものを含めて、総合的な地域の交通の在り方というものを計画に取りまとめるということになりますので、デマンドバスを今の形態での運行になるのかどうなるのか、この計画の内容によって変わってくるかとは思いますが、いずれにしても補助を活用しながらということになると、こういった計画が必要になってくるという状況でございますので、来年度この計画をまとめ上げて、デマンドバス等の事業を実施してまいりたいという風には考えてございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

努力規定のものを今回やるということなので、福島のデマンドバスをスタートした時点では、この計画というのは無かったということですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

スタートした時には、これの前段となる地域公共交通網形成計画というものが当時あったと思います。これは努力規定というような形の計画ではございませんので、今回、法律が施行になって、地域公共交通計画を作成するよう努力義務化されたということでございますので、前にあった計画は必ずしも作らなければならないといった性質のものではございません。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

その下段のバスの関係です。この理由の部分で、新型コロナウイルス感染症の影響でバス車両の更新が困難と。この内容、課長が説明したと思うんですが、もう少し詳しく。当然、函バスの方から理由があって、そういう意向が示されたんだと思いますので、もう少し詳しく説明願います。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

当初であれば、今年のバス更新の負担を4町でということになってございましたけれども、函バスさんの方からは、新型コロナウイルスの影響で路線バス、それから函館市内のバス路線もかなり乗車の人数が極端に減ってきておるというところで、なかなか今年の事業に係る、これは国の補助も入っておりますけれども、函バスさんの負担がございますので、その負担について今年度なかなか工面することが困難だという状況で、函バスさんの方から協議がありまして、4町で協議したところ、今回、令和2年度の更新はそのような状況であれば困難だろうということで、今年の更新につきましては、そういった理由で見送りをさせていただいたという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

この更新しようとしているバスの耐用年数と経過年数を教えてください。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今、そこまでの資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

12ページのまちづくり工房への運営支援、補助金の関係なんですが、まちづくり工房の方から要望があったということなのか。今回、総合計画に掲載をするということになった、それまでの経過を説明願いたいと思います。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

まちづくり工房への運営支援ということにつきましては、今、ご質問のあった要望自体につきましては受けてはございませんけれども、昨年度の工房の決算の状況、それと今年のこういったコロナの状況からして、昨年度からクルーズの方を本格運航させていただきましたが、今年このような状況になって、町の

方から色々な支援をしながら、乗車人数につきましては、昨年を上回るようなものになってきてはおりますけれども、それは通常のやり方でやっているというわけではございませんので、せっかく昨年、本格的に動かしたものを少し出鼻を挫かれたような状況になってございますので、来年度以降の運営につきまして、町の方でも協議をさせていただいたところ、体力を付けていただくためにもう少し支援が必要だろうという判断の下から、今回、新規事業として提案をしているという内容でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

決算状況を含めて、コロナの部分も対応して、どういう分析をして、この300万円という金額が出たか。その算定根拠みたいなものは示せますか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

工房さんについては、今、設立して、ある程度、温泉とクルーズをお願いしてございます。そういった中で、なかなかまだ当初考えたより人的な対応もキツイ状況で、我々もしっかり体制強化をしていきたいということで、民間の方々からの投資と我々半分ずつの投資をさせていただいておりますけれども、状況としては、まだまだ体制が整っていないのかなということで、私、当初から人的支援と、ある程度、基盤整備は必要だということの考えの下で、ここ2年ちょっと見させていただきました。その中で、もう少し全体的な基礎をしっかりと付けていただきたいということで、政策的にできれば議会の了解をいただいて、3年間きっちり体力を付けていただいて、今年状況を見ますと、少しある程度の利益と言いますか、そういったものが生まれる要素もあります。ただ、想定外は新型コロナウイルスの関係で少し予定が狂った状況もありますけれども、そういう状況の中でも私は頑張ってきているんでないのかなと思っていますので、できれば本当であれば人的支援をしてあげたいんですが、なかなか人材確保も難しい中で、なるべく大体1人当たりの人件費に見合うような形の300万円というラインを、これまで社協さんなり色々な所の補助の状況を見ながら、大体そのぐらいが妥当な線なのかなという形で今回提案させていただいているところであります。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それと、工房の部分については、今年度まで地方創生の交付金事業で対応するわけですね。この年度で終わるわけです。先ほど木村委員からの話もありましたけれども、この後、新年度からの対応の部分。これは3年間の対応で300万円ということなんですけれども、クルーズ事業そのものの地方創生交付金に対応する部分というのは、これは町の方で当面というか、少なくとも3年度の分については処置しなきゃいけないことなわけですから、私は、総合計画そのものを調整しなきゃいけないかなと思うんですけれども、今回その部分が出てこないの、なぜそれが出てきていないのかお話を聞えればと思います。どの時点に対応するのか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

クルーズ事業につきましては、事業費自体は動かしてございませんので、財源の話ということになります。ですから、令和2年度、今1,040万円ということで計画上載せてございます。令和3年度以降、各5年度まで運行事業というような形で600万円の計画額ということで載せてございますので、これまでは地方創生推進交付金が措置されてございましたので、ある程度、事業費も若干膨らんでいる部分もございます。令和3年度以降、今、言いましたとおり、計画上、各年度600万円ということの事業はそのまま張り付けてございますので、今回こちらに変更はしてございません。財源の変更というような形のものになるのかなという風には思っております。

先ほどのバスの関係でございますけれども、今回、更新するバスにつきましては、平成16年度に導入したバスでございます。ですから、導入後14年を経過しているということになります。耐用年数につき

ましては、こちら手持ちございませんので、そちらの部分につきましては後ほど回答したいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

工房の関係で、理事会を開催して協議をしたということなのですが、協議の対応をした工房の方は誰ということになりますか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今のご質問は、今回の支援の部分にあたっての協議という内容であれば、今回このローリング案をまとめるにあたって、各原課の方とのヒアリングを特別職を入れてヒアリングをしている段階で、こういった支援が必要だという協議をしたということでございます。ヒアリングの段階でしたということでございます。直接工房を入れてということではございませんけれども、クルーズの方は産業課で取りまとめしてございますので、産業課と特別職、それと団体の窓口である企画、それから先ほど財政的な支援が直接工房さんの方からあったかということもありましたけれども、財政的な支援というよりは、人的支援ということをこれまでもございましたので、ただ、我々、そこを地域おこし協力隊を活用しながらという風には考えてございましたけれども、なかなか地域おこし協力隊を募集しても良い人材というか、そもそも手を挙げてくれる人もいなかったという状況でございましたので、人的支援というのはなかなか叶わないなというところもございまして、そういったものも含めて、今回、補助金で支援というような内容になったところでございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

それで、質疑の最後にしますが、10月12日の諮問会議の際に、多かった意見がありましたら、教えていただければと思います。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

先ほど、審議会の方にはこれ以外にふるさと納税のご報告もさせていただいたということでご説明をいたしました。そのところに何件かご質問はございましたけれども、今回のローリング案のところにつきましては、4ページが一番下段でございます。防災・減災事業の中で、展望計画の方に戸別受信の更新事業という項目が掲載されてございますので、この戸別受信じゃなくて本体部分の更新についてどうなるのかというようなご質問はございましたけれども、それ以外には特段なかったように記憶してございます。

○委員長（川村明雄）

あと質疑はよろしいですか。

木村委員。

○委員（木村隆）

ちょっと話を脱線してしまうかもしれませんが、今、課長の答弁の中で、地域おこし協力隊という言葉が出ましたけれども、今はやっていないので申し訳ないんですが、そもそも募集をかけるときに福島というのはどういう風にお知らせしているんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

主にJOINというところのホームページ上、そこは地域おこし協力隊を募集するためのサイトということになってございますので、そこを中心に掲載。もちろん福島町のホームページだとかもあれですけども、あと、過去にはハローワークさんの方に募集をかけたこともございます。ハローワークさんになると色んな方がいらっしゃいますので、そのような状況です。

○委員長（川村明雄）

あと質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

○委員長(川村明雄)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

溝部委員。

○委員(溝部幸基)

まず、デマンドバスの関係ですね。法改正になって新たな計画策定と。それは国の補助事業関連で有効に対応できるという考え方なんだと思いますけれども、前段のスタートの段階で作った計画と今回の法改正になった新たな計画という部分では、内容的にも相当違うものなんでしょうか。その300万円というのは、どこか専門機関に委託をして対応するというこの内容か。今の2点をお願いします。

○委員長(川村明雄)

住吉企画課長。

○企画課長(住吉英之)

まず、後段の300万円の意見交換のお話でございますけれども、今回300万円計上したのは、総事業費トータルでは600万円という状況になってございます。それで、あくまでもこの計画を今の福島町の協議会の方で策定をするという内容になります。その策定する際にあたっては、協議会を今の地域活性化法に掲げるところの地域公共交通会議という位置づけをして、そこが事業主体になって、2分の1、国の方から補助金をいただいて策定するという内容になってございます。それで、今回、国の方と若干打ち合わせをさせていただきましたけれども、予算の都合上、この2分の1以内ということにもなりますので、それに合った内容で策定をしていかなければならないという状況の説明がございましたので、300万円がアッパーかなという風には考えてございます。

それと、前の計画との相違でございますけれども、これまでは従来の公共交通のサービスを主体としてございましたが、今回、作る計画につきましては、地域の色々な輸送資源を活用して計画に位置付けることが可能になったということでございます。自家用有償車両の運送だとか、福祉の輸送、それと町でやっているスクールバスだとか温泉バス、そういったものも計画の方に位置付けが可能になったということと、定量的な目標を設定して、毎年度、評価とPDCAサイクルを目標にやっていただくというのが、前の地域公共交通形成計画との違いが、そこだと。地域における輸送資源の総動員をプラスして、地域公共交通を確保していきなさいという内容でございます。

○委員長(川村明雄)

溝部委員。

○委員(溝部幸基)

今の後段の話を最初にされた方がよかったんでないですか。今までの計画と違って色々その幅を広げて、PDCA含めて範囲が広がるんだと。ですから、これは前から町長も、それから議会の方でも言うように、今、色々対応している部分の総体として見直して対応するように、今後、人口減少含めて対応した場合にはという話と、今の課長の話を聞くと、方向性としては合致するわけですね。ですから、例えば今みたいな話を総合計画の審議会の時に話されましたか。多分、質問しないから話していないんでないかなと思うんですけども、私は最初にそれをしっかりとすると目的もはっきりするんでないかなという風に思います。

それで、前段の計画そのものは、当初、役場の方で対応するということでしたけれども、地元の業者の方をお願いするという形で来ているわけですよ。それで、今、課長は協議会の方に委託をするということなんですけれども、協議会だけでこれを作るという話でなくて、同じように従前の計画、特に毎年の改修計画ですよ。それと実績報告も含めて委託をするという形のをやるということで、多分、内容的にも、今、質問したら慌ててなかなか見えないということで、ほとんど同じような内容で、ただ範囲とか、そういうものが使い勝手良く、現状にマッチしたものだということなので、後段の協議会が受けて、実質的には従前どおり地元の業者の方をお願いをするということなのかの確認だけをします。

○委員長(川村明雄)

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

まず、この計画の事業主体につきましては、福島町の公共交通の維持活性化の協議会になりますけれども、そこがまず計画を策定すると。その策定にあたっては、今、支援をいただいているコンサルの方に委託をかけて計画を策定したいと考えてございます。これまでのデマンドバスを運行するにあたっての計画等につきましては、そのデマンドバスを運行するがためだけの計画というような形のものになりますので、今度作る地域公共交通計画につきましては、先ほどご説明いたしました、色々福島町にある輸送資源を活用して、新たな計画を組むというような状況となっております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

これは確認で、課長が説明する限りにおいては、事業主体が協議会だと。総体としては600万円かかって、そのうちの2分の1を町が負担すると。それで、町の総合計画の部分については、国の部分は事業主体の方に入るので300万円だけですよということの意味でいいんですよね。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今、おっしゃられたとおりです。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

ですから、繰り返しますけれども、どうもこの資料だけであると、その算定根拠を含めた背景というのが分からないと思うんですね。だから、諮問会議のメンバーも私は同じだという風に思いますので、この辺は経過含めて、きちんと細かく説明した方がいいと思います。

それと、函バスの関係ですよ。函バスの言っている理由であれば、私は、使える物はちゃんと長く使うということの基本に立たなければという風に思うんですよ。それを強く感じるというのは、函バスで松前線の代替の関係で初期投資も大変な、我々から見ると疑問が出るような形で初期投資で対応してバスを用意したと。それを更新する際に、前のスタートの段階のバスが廃棄するのかなと思ったら、函館市内をまた同じバスが走っているという状況ですよ。ということは、耐用年数が過ぎても、まだまだ改良しながら使うことができるということの範囲だと思うんですね。そういう経過があって、もうその後バスの更新については、4町それぞれ含めて対応しないということが基本的な考えだったと思うんですよね。今回こういう形でいくと、乗車人数が少なくなっていくのが何しようがバスの劣化というのは何も変わらないという風に思うので、それは人数が多くなった分利用するわけですから、いくらか消耗は違うと思うんですが、基本的な部分ではそんなに変わる話でないわけですから、簡単に言えば、自分達の自己資金が無くなったから、まだそのまま走らせますという話ですよ。そういう感覚であれば、私は、最初のスタートに立ち返って、やはりバスへの補助というものは、より慎重に対応しなきゃいけないという風に思いますね。これは2年後にということですから、できればこのままこういう風に、この令和4年ですか。令和4年計上については、4町で打ち合わせしたわけではないということなんですけれども、あえてここに計上しないで、向こうの出方を待つぐらいの方がいいのかなと思う。少しお灸をすえてやらなきゃいけないかという風に私は思うんですよね。どうしても弱い部分はあるんですけども、スタートの段階のことを含めて考えると、本当に何か嫌な気がしますね。どうですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

溝部委員おっしゃるとおり、当初の代替バスについては、JR廃止に伴う形で1回限りということの整理をさせていただいたという風に私も引き継ぎの段階で聞いていました。ただ、何分やはり函バスさんも地域公共交通を担う中で、函館市内を含めて路線バス、特に渡島西部の方については赤字経営がずっと続いている中で、なかなか厳しいというお話を伺ってございます。そういった中で、我々も社長が来る度にかなり厳しい話をさせていただいておりますし、4町の町長が集まった段階でも、軽々に計画どおり更新

するというのではなくて、ある程度我慢をしながら使えるものは使ってほしいというかなりキツイお話をさせていただいております。そして、今回の場合は、それに直撃するような形で新型コロナの関係です。それで、かなり減便もしながら、少し車両を温存しながら工夫をしながらやってきたんだと思っておりますので、そういった中でなかなか新たな投資を函バスとしてもできないということで、今回は見合わせるというお話を伺っておりますので、企画の方では2年後という話で計画上は整理。我々もどこの時点では当然、今のバスを更新するというので1回決めていきますので、また同じような話が出るんだろうし、当然バスも耐用年数を過ぎて距離数を走りますと更新時期という形になるんだと思っております。ただ、我々としては利用者、函バスさんもそうでしょうけれども、やはり乗る方の安全ということを考えると、多少早めと言いますか、あまりガタが来ないうちに更新をしたいという思いもあるんだなという気はさせていただきます。ただ、常々溝部委員おっしゃるとおり、我々も相当社長に対しては同じようなことを言わせていただいております。乗れるうちはきちんと乗って、なるべく我々の負担を、当初はまったく負担がない話のことをあえて負担をするんだから、我々もやはり町民なり議会の理解はなかなか得られないんですという話もさせていただきます。ただ、やはり最後になると、町民の足が無くなることに関して、じゃあ我々はその代替を手当できるかとなると、今の現状では厳しい状況でありますので、どうしても函バスさんに頼らざるを得ないのかなという中で、これまで来ているんだと思っております。今日の意見を踏まえて、毎年社長さんは挨拶も含めて来ていただいておりますし、また、函バス全体の会議の中に我々も参画させていただくこともありますので、そういった現場の声をしっかり届けていただいて、当然、函バスさんも営業努力なり色んなことはされているんだと思いますけれども、こういった各自治体も厳しい状況にある中で、応分の負担をするということの意義をしっかりと捉えて、今後の事業展開についてもしていただくように、また強く要望していきたいと思っております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

函バス全体の経営状況というのは、我々、知る由もないんですけれども、ただ、ここの路線の対応については乗降客が減少しているということですよ。その分の対応ということで、各町がコロナ対策の部分で300万円ずつ1,200万円対応しているわけですよ。通常、正常に営業して1,200万円の収益が出るような状況かと言ったら、私はそういう状況にまでならないと思うんですよ。国の対応でそれはやっていますので、少し函バス全体の経営状況というものに反映する形なんでしょうけれども、こんな形の理由だけで対応すると言うのであれば、私はその話をするだけでも十分カバーできるような1,200万円であると思うんですね。そういった点も含めて考えると、より今後の部分については、確かに止められた場合どうするんだということですよ。ごく弱みにはなるんですけれども、少なくとも令和4年度の方まで計上するというような話ではなくて、あくまでも向こうの方から要請が再び出てきて、そこから新たに検討するぐらいのスタンスで対応した方がいいと思いますので、私の意見としてお話をしておきます。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

すみません。法律の改正、いつ制定されて、どうしたんだというようなことがございました。平成19年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されてございます。その後、平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行されて、この度、令和2年6月3日に、また地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が公布されてございます。この中で今回の地域公共交通活性化計画の策定の努力義務付けがされたという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

ここの分だけ聞きます。課長、平成19年ということであれば、今の総合計画の後期の対応については十分もう該当になっている部分なわけですよ。今回の資料を見るのに、去年か一昨年の方の後期の展望計画の方を見てきたんですけれども、この計画策定の300万円というのはまったく出てきていないわけですよ。ですから、さっき年度を言わないので、去年辺りでもできたのかなと。なにか時限みたいな形で、今



年度からやるんだみたいな話なんですけれども、実際にそれを検討したのは、この年度に入ってからということなんですか。それまではよく分からなかったということなんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回作る地域公共交通計画につきましては、この度の令和2年6月3日に法律が公布されていますので、その時に。それで、もう1つ付け加えて言いますと、施行が公布から6カ月以内という形のものになっています。そういう中で、今回、新たに作る計画につきましては、これを受けてのということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時09分）

（再開 11時22分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

溝部委員の方からバスの耐用年数というか、そのご質問がございましたけれども、バス更新に係る国の補助の方で安全運行を担保するために定年式車両の定期的な代替は必要不可欠ということで、これの時に採用する車両の平均年数というのが定められてございます。北海道におきましては、大型・中型・小型、いずれも10年という基準があるそうでございます。函館バスさんの方では、社内の方では10年と言わず、12年の平均使用年数で更新の検討をしているという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

同じく、今の4ページのバスの関係の部分で、更新になると色々な意見が出て、地元とすれば、会社の方針になかなか付いていけないと言いますか、そういう風な状況がずっと続いております。先ほど溝部委員からも話がありますけれども、あまり細かい事を言いませんが、今の話、平均の10年だと。それを12年にすると。そんな緩いものなんですか。そして、今、更新をしようとするのが14年も経っていると。早い話、何年でもいいんでないですか。どうですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回更新しようとする物が14年ということで、2年間なんとか頑張っていたのかなという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

じゃあ、もう少し頑張ってもらったらどうでしょうか。北海道ではないかもわかりませんが、このコロナの今年の2月以前の部分ですね。インバウンドのお客さんが溢れている状況。観光バスが全然足りないんですよ。そして、あの当時の記事、テレビ、記憶にありませんか。観光バスがどのくらいのキロ数を走っているか。とんでもないキロ数ですよ。そして、観光バスも満員なんですよ。観光客を乗せて走っていると。うちのバスは何人乗せて走っているんですか。朝7時のバスだけですよ。20人ぐらい乗っているかな。10代だと思えますけれども、あとほとんど空ですよ。そんなに赤字だったら便数減らせばいいんじゃないですか。だから、なんて言いますか、今年のこの間のあれで負担が250万円だと思ったら、もうちょっと多いんですね。4町で1,200万円。これでいいなと思ったら、令和4年にまた来るんです

か。全然納得しませんが、もう少し調べなきゃいけないんですか。1台ずつ。何台走っているんですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

あまり乱暴な言い方ではないのかなと思っています。ただ、平野委員おっしゃるとおり、乗っている人が少ないから我々支援しているわけでありまして、ただ、便数についても、函バスさんはJRの代替線という形の中で、ある程度やっぱり利用者の多様性を考えながらお客さんが、本当は函バスさんも当然、平野委員おっしゃるとおり、儲かる所の観光バスだけやっていたらいいわけですよね。ただ、そこを地域の足として、しっかり我々お願ひしながら走っていただいているところを加味していただかないと、本当に函バスさんが、乱暴な話をすると、市内の儲かる所だけ走ってれば商売としては成り立っているわけですし、当然、インバウンドがいっぱい来ている所は観光バスを走った方が良いでしょう。ただ、それでは地域として困りますので、なんとか我々と共にバスを運行していただきたいというお願ひもしながら我々は今来ているわけですので、そこをあまり我々が乱暴なことを言いますと、じゃあ分かりました撤退しますということになれば、我々は町民の足を失うこととなりますので、そのところはある程度お互いに妥協点を見出しながらこれまでやってきたわけですので、そのところを少し理解いただいて、ただ、だからと言って我々も何も口を挟まないということではなくて、あくまでもやはり町として応分の負担をしている以上、そこについては経費を削りながら頑張っていたらいいということの話は声を大きくして言ってございますので、函バスさんただ漫然と時期が来たから更新ということではなくて、函バスとしての経営努力の中でそれだけ1年、2年延ばしながら我慢をしてくれているという状況であります。ただ、よくニュースの中でもありますけれども、バスの整備不良とか色んな形で事故も起きていますので、そういった時に町民の安心安全に関わる問題でありますので、我々としては、やはり専門。我々がそこに突っ込んで専門性をチェックできるわけではありませんので、ある程度そこは紳士的に信頼関係を得ながらやっていくしかないのではないかなと思っています。なかなか安い金額ではないので、我々も大分函バスさんにはかなり強く言っているつもりでありますけれども、今日、色々な意見をいただきましたので、また社長さんと会う機会があると思いますので、是非またそういった声がありますということは、しっかり地元の声を伝えていきたい。そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

町長の言うことはよく分かりますけれども、JR松前線が無くなってから、もう何十年ですよね。その頃から見ると、国道の形態もかなり良くなっている。舗装あり、舗装の距離が長くなったり、カーブも長くなって真っ直ぐなったり、ずっとそういう風な状況が続いております。そして、耐用年数と言っても、あやふやなものがまずあるということと、それと観光バスのキロ数そのものも、観光バスという距離が長いんですよね。このキロ数がびっくりしますよ。100万キロと言うんだから。そのぐらい乗っている観光バスがザラにある。だから、それは修理しながら使っているとは思いますが、そういうこともあるので、この4町の部分は先ほど溝部委員が言っていたけども、結局、耐用年数があるんだけども、まだ車は使えると、市内で使えるという状況も、以前からそういう状況が続いていたんですよね。だから、そういうことからして、社長と行き会うことが、社長より専務の方が力あったりして、色々ありますからね。色々チェックしながら、これから先もこのバスの事に関しては強く地元として、福島町として、他の町村は分かりませんよ。しっかりチェック機能を働かせて運行するように言ってほしいと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

我々も基本的には出すという考えではなくて、JRの代替の時に一旦整理は付いているという認識は常に持って函バスさんとは臨ませていただいております。ただ、色々な話の中で、どうしても脳裏に浮かぶのは、やはり撤退されたら自分達で出来るのかということが不安ではありますので、ただ、きちんとしたそういう整理しているところの原点には、ちゃんと我々の気持ちは4町の首長が集まっても同じような話をしております。ただ、どうしてもやはりそういった関係で譲歩せざるを得ないこともありますので、今

日は色々な多様な意見、キツイ意見もいただいていますので、その雰囲気はしっかり我々として函バスさんの方に伝えていきたいと。そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

バスのことで1点だけ、これは現状の過疎とかの状況が大きく影響しているわけですよね。この財源的なものとしては、今回も何も出てきていないんですけども、何か特別な国の対策みたいなものというのはいないんですか。これは担当の方で、もちろん私が言う前に検討して対応を色々考えていると思うんですが、何かないんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

運行に関しての補助ということであれば、国も北海道の方もそれはございます。その中で賄いきれない部分というのがございますので、それを地方公共団体の方に負担をさせてもらっているという事例はございます。それで、幸い福島町の今の木古内松前線については、国の補助金と道の補助金でも賄いきれない部分があって、それを今、4町には負担を強いていないと。それはなぜかと言うと、函バスさんの方の企業内の努力の中で処理できると。ただ、それを賄い切れなところは、地域から言えば檜山だとか、そちらの方もございますので、そういった所については地方公共団体の方に負担をお願いしているという風には聞いてございます。幸い、我々のところについては、何年か前にガソリンが高騰したときに一時そういったことがありましたけれども、それを除いては木古内松前線を運行するに関しての負担を求められているわけではないと。こういうバスの更新だとかの部分についてはございますけれども、今回のコロナの支援というものを除いては、今は特に函バスさんの方から求められていないと。それで、運行に関しては今言いましたとおり、国の補助金と北海道の補助金がございますので、それで赤字路線の所は維持されているという風に理解していただければと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

ですから、この車両の部分については無いんだということでもいいんですか。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

車両はございます。今回、全体で2億4千万円です。8台更新するのにですね。総体の事業費が2億4千万円で、2分の1の1億2千万円を函バスさんが持って、残りの1億2千万円のうち6千万円が国から補助金入ります。その残りの6千万円を4町で負担をしているという状況でございます。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

事業主体が函バスだから、これも国のやつは町の方には出てこないという話ですね。分かりました。

次に、まちづくり工房の関係の部分ですよね。前から何度も話をしているんですけども、先ほどの課長の話の聞くと、担当課の方から今回の総合計画の部分について対応していると。だから、当然、担当課では十分その状況を把握して、日頃から決算状況含めて見ると大変だから、配慮して対応したということなんですけれども、それでいいのかなという風に思うんですよね。そもそも一般社団法人を創って立ち上げたということからすると、本来は自前で自分達でということと、多分、町長も議会の方の我々も狙って、その町から2分の1出資という形を取ってきたんですが、簡単にはならないということはもう分かっているんですけども、ただ、色々な事業とかの進み方ということから考えると、やはり基本に工房をきちんと据えていかなきゃないんだと思うんですよ。これは立ち上げの段階から、勿論そんな簡単にいくわけがないということの難しい問題だということで、前高木副町長が中心になってその対応を調整したということで、現況も多分、工藤副町長も役員に入って対応しているんだと思うんですね。そこで色々情報を収集

しながら、先々を見据えて提案ということなんだという風に理解したいんですけども、ただ、理事会、あるいは工房全体の総会みたいな形の中で、少なくともクルージング、特にそのクルージングの部分については、交付金事業が今年度で切れると。それで次年度に向けての対応ということで十分検討して、その上で町がどうあるべきかということなんだと思うんですね。理解はするんですよ。クルージング事業もなかなか天候の関係含めて、前年よりも利用者が増えたと言えども、採算というのはなかなかそこで難しいわけですから、当然その自主財源と言いますか、出資金そのものを食い潰す形の中で大変厳しい経営状況だということも分かるし、そのために、ここまで来たものを来年から交付金事業が無くなったから止めますという話にはならないのも理解するんですけども、基本的な部分での工房側の役員。特にその役員体制の中で共通認識を持って、その上で理解をして町が対応するという形をきちんと育てて行かないと、今までの状況を見ても、どうも町が早め早めに手立てをするということが、逆にそういう意識が育っていかないということにもなっているんでないかなと思います。そもそもスタートの段階で、町の方が中心になって大口と言いますか、出資をお願いしたということが、その前提にあるんでないかなということもあるんですけども、それにしても、やはりその部分はちゃんと育てていくというのが大事なことだと思いますので、そのことについて、これ以上、理事会とか中身が分からないということなのかもしれないですが、副町長もいるので、副町長はなったばかりでなかなか分からない部分あるかもしれませんが、状況を含めて、今後に向けての考え方を、これは町長が良いのかなと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

工房さんにつきましては、我々の思いもあって、ある程度、設立にあたっては町が主導してやったという中で、町民の方々に賛同していただいた。溝部委員おっしゃるとおり、本来的には、まちづくりそのもののやり方というのは多分二通りあって、行政主導で行くパターンと、私はやはり理想的なのは自然発生的に町民の中からそういった動きになって組織が出来て行って事業を展開するというのが理想ではないのかなと。ただ、我々、今まで福島をずっと経験する中で、なかなかそのところが難しいという形の中で、今回は少し行政が先導する形で形を整えさせていただいた。ただ、その分どうしてもやはり弱いところと言いますか、町民は出資はしていただけたけれども、なかなか行動なり議論に入ってきていただけないというか、少しお任せの理事さんが多いのかなという形で、なかなか理事会の中でも親身になってというか、全体を俯瞰しながら議論を高めているという風には私も感じてございません。ただ、これについてはやはり少し時間を置きながら成熟を待っていくしかないのかなという気がしていますので、私は最初から、設立から5年間は試行錯誤していくしかないんだろうなという形でやらせていただいておりますので、まず2年経過して、ただ、色んな成果として私は出ているのではないのかなと。ただ、体制がもう少しやっぱり脆弱と言いますか、事務体制含めて、なかなか出来切れていない。そこが福島の弱みでもあるのかなと。要するに、そういう人材が育っていかないし、私は旅からでも来ていただければ良いんですけども、なかなかそこも我々に力がないのか手当できないところがあります。ただ、そういった中でも、今年のコロナの中で、工房さんが手がけた、本来であれば行政が観光を情報発信していく代替という形で、皆さんも目にしたかと思うんですけども、テレビなり含めて、お金に見えない経済効果というのは私は相当あったのではないのかなと。まして、乗船される本来の方々も、本当であれば希望した人数からいくと2,000人ぐらいの規模があったわけですけども、ただ、なにせ今年は天候が悪くなくて乗船率が4割に届いていないというか、マックス全体で多分2,000人来れば、そこそこ運営できる金額にはなるのかなという風に私あらぬ計算でちょっとしていますけれども、なかなかそこまで行き切るとするのは難しいので、当座、とりあえずは国の立ち上げを含めて3年間支援をいただきましたけれども、これからは少し町の一般財源を投入しながらやっていくしかないのではないのかなと。ただ、当初から私申していますけれども、なかなか単純な収支だけでは量れないものが多分あるのではないのかなと。やはりこれまで福島町として観光に特化したものというのは、そんなにやってこなかったというのが現実であります。そういった中で、これだけ福島を発信してくれたという効果は私は色んな形であるんだと思っていますし、今年状況を見ますと、工房さんもかなり若い人達が工夫をして、売り物についても色々作っていただいて、なんとか経営上は今年はトントンぐらいまで持っていけるのかなという話もチラッと聞いてございます。ただ、なにせそのところにもう少しやっぱり体力を付けるのに全般的な、当然これまで町民からいただ

いたお金を少し食い潰しているところもありますので、そういったものを含めて、少し元に戻す作業のために、人的な支援という形の中で私は1人当たり大体300万円ぐらいの応援をしても良いのではないのかなということで、今回お諮りをさせていただいています。そして、当初の計画であれば、指定管理ももう少し色んな形で展開できる予定でありましたけれども、前回の議会の中でも、横綱記念館だったり、トンネル記念館は少し遅くなりますと。将来的には若い人達がまとめ上げた道の駅の提案についても、今年、本当は行政としてしっかりと議論を煮詰めたいという思いがありましたけれども、多分来年、町として、そこについてしっかりと結論を出していきたいと思っていますので、そういった受け皿として私は工房は必要ではないのかなという風に思っています。なかなか観光協会が一人立ちできない状況の中で、多分、町の場合、2つの組織を両立できるというのは、今の状況を見て、私も4年間やらせていただきましたけれども、厳しいものがあるのかなと思っていますので、そういった中で工房さんがこれから色んな形でその中心になっていくんだと思っていますので、そのためにも少し体力を付けていただくための支援を3年間していきたいということで、あえて私の方から少し声をかけさせていただいた経緯がありますので、そういった中で、またしっかり議会の方なり、町民の方にも理解を求めるような我々の努力が必要だと思っていますので、今後また色んな機会を見ながら、そういった情報発信はしていきたい。そのように思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

工房を最初に計画した段階での協力隊の関係とか、それから観光協会の関係。本当はその観光協会の部分が順調に対応していると、多分、今回の300万円という話にはならない、逆に協力隊の関係で対応したということなんだと思うんですね。当座5年間、町が対応すると。そういう考え方自体は理解できるし、それから、工房の職員が一生懸命頑張って、逆に町の観光とかの商工、あるいは他の課の対応を含めて、誘導して一緒に引っ張って色んな形で対応しているという努力は私も大きく評価をしたいと思うんですよ。ただ、繰り返しますけれども、やはり本来の部分からすると、当座5年間で3年。それが少しずつでも本来の工房自体の理事会中心に色々意識も含めて変わってきているという状況であれば良いんですけども、なかなかそういう状況になっていないということは、やっぱり当初から言っている事務局の体制、あるいは今回、今年度の総会の中で私もびっくりしたんですけども、役員人事の関係も含めて、もう全然一歩ずつ進んでいるという状況とはちょっと、もう停滞化、逆戻りしているような状況もありますので、やはりそこを念頭に入れながら、そこを大事に育てていく意識をさせていくということが、こう振り返ってみると最大の課題のような気がするんですね。そのことをしっかり位置付け、意識付けさせなければ、ズルズル旧来の町が中心になって展開するイベント、施設の関連と同じような形になっていくような、そういう懸念をします。私は今度、工藤副町長が理事会の中に入っていくわけですから、副町長をベースにして、その意識改革をしっかりとやっていくと。それと、事務局体制をきちんと整理していかないと、現場と事務局のトップが一緒になって話自体はもう限界だと思いますよね。仕事としては、そういう方向で検討することをお願いしておきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今回の役員改選の関係については、私の方にも逐次色んな意見が入ってきておりましたし、私ども当初、その組織を立ち上げたときに町が2分の1の大株主と言いますか、一応大きい出資をさせていただきますので、そういった形の中で前高木副町長の方に代表理事という形をしていただきました。そういった流れの中で、やはり民間の人の方が本来的に良いのではないかなということで、今の形の流れになっております。そして、今回、我々が少し懸念したのは、溝部委員と私は同じような考え方で、ちょっと無理があるのではないのかなと。事務体制が代表を務めるということはどうなんだろうと。ただ、あえて今回は私の方であまりそのところを強くと言いますか、流れに任せて一度そういった形でやってみて、そこに無理が生じるようであれば、我々としても副町長を入れておりますので、そういった中で代わる分には問題ないですけども、まずは理事会の意向を尊重しようということで、今回はやらせていただきましたので、我々としても色んな心配や意見をいただいていますので、そのところについては、しっかりと情報を掴まえながら掌

握はしているつもりでありますので、そういった中で町として出番があるのであれば、しっかりそこは発信していきたいと思ひますし、まずは今、若い人達が一生懸命やっていますので、そこをしっかりとサポートしていきたい。ただ、それについても事務局なり、観光協会も含めてですけれども、やっぱりそのところの人的手当をなるべく早く何とかしたいなという思ひはしていますけれども、なかなかそのところが適材の人が見つからないというのが現状でありますので、我々としても、まずはそういったきちんと体制を、多分、これからだんだん組織として工房さんも大きくなっていくんだと思ひます。扱ひの金額も大きくなるでしょうから、そういった意味も考えますと、やはり事務局体制というか、動く分には人はそれぞれ手当できますけれども、やはりきっちり事務のマネジメントできる人がいなければ、私は早晚崩れていくんだと思ひていますので、やはりそういったマネジメントできる体制をなんとか我々もサポートしながら支援をしていきたいなと思ひていますので、ご理解をいただきたいなと思ひています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

若い人達が中心になって、それが役場の職員や商工会、観光協会含めて刺激になっているということは大事にしなきゃないと思ひますよ。あまり放ったらかしにすると、どこかで戦意喪失してしまうんでないかということをご心配しますね。ですから、私もできるだけ時々顔を出して激励しているんですけども、限界が来るんでないかなと思ひます。そのためにも、やはりその理事会というか、そこがきちんとサポートしてやるということが大事なんだと思ひますね。今年の初めでしたかね。八雲で若い人が確か4人ぐらい対応して、そこに町長と商工会長と観光協会がバックアップして組織を作って、基本的にはその4人の若い人達に任せるんだと。それを極力サポートするんだという形で、そういう気持ちに理事会の方もなっているんであれば良いんですけども、そうはなっていないような気がしますので、できるだけ工藤副町長に刺激を与えていただいて、工藤副町長が刺激を受けるんでなくてですよ。工藤副町長が理事会、工房の方にそういう刺激を与えて、そこで町側の方と連携して対応するということが理想だと思ひますので、なかなかここまで来てこの状況ですから難しい問題だと思ひますけれども、今後その人口減少した状況の中では合従連衡の形で、今ある組織をできるだけ簡素にしていくという方向の核になるんだという風に私は思ひますので、そういった期待も込めて、よろしくお願ひをして終わります。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

工房の理事会については、私も少し変化をしていく時期ではないのかなと。やはり立ち上げの時に出資をお願ひするという形で、ある程度、代表の方々に結構名前を連ねていただきました。ただ、やはり色々な議論をするなり動くにあたっては、行動性が伴う、どうしても代表の方々はある程度高齢の方もいらっしゃるって、なかなかそういった議論に積極的に参画、お任せするみたいな形が多少見え隠れしていますので、そのところは少し今はそういった方々の次を担う方々も結構いらっしゃいますので、そういった方々に新たに入っていただく。また、我々も当初、立ち上げの時に少し力を入れて、安心したわけではないんですけども、もう一度やはり広がりも必要なのかなという話もちょっとしているんですよ。事務方の方ともですね。第2期の出資を募るとか、色々な形で入っていただいて、やはりメンバーに入っていたかないことには参画できませんので、そういった活動も少しこれからまた第2期の活動も必要ではないのかなという思ひをしていますので、今日いただいた貴重な意見も踏まえて、しっかり我々も工房さんと議論しながら、お互い意思疎通を図りながら、しっかり前向きに捉えてやっていきたいと思ひていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（川村明雄）

ほかにございますか。

木村委員。

○委員（木村隆）

工房さんの運営の件で違う視点で、今、町長の答弁を聞いていましたら、人的体制も大変だと。そして、旅から来てくれないかなんていう発言もありましたけれども、ダメ元で地域おこし協力隊をもう一度募集してみたらどうかなんて思ひますよね。これだけ今、福島のクルーズをメディア戦略しているわけ

ですね。テレビでも取り上げられ、雑誌でも取り上げられ、こういう事をやっているというのを全国の人が見ているわけです。だから、北海道の自然とかが好きな人、都会のコロナ社会に疲れて、ちょっと失敗例で実は大学生が就職がなくてワーキングホリデーみたいな形で地域おこし協力隊に行っているなんていう例もあるんだけど、やっぱり来てもらわないことにはスタートしないわけですね。それが結果として、もしかしたら定住に繋がるかもしれない。だから、今、そういうメディア戦略して福島でこういう事をやっているというのが全国的にみんなに見てもらっているのであれば、興味を持つ人も出てくるんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

地域おこし協力隊については、私、企画を当時担当したときに走りとして色々と町長に提案してスタートさせていただきました。ただ、私その間ずっと、役場を一時離れたときもありますけれども、経験している中で、成功事例もありますけれども、やはり旅の人がこちらに来て仕事をするというのは大変だなと。それは、取りも直さず、私、職員にお願いしているんですけども、やっぱり町もしっかりその人を受け入れるという腹づもりを持ってやらないと、なかなか本人の努力だけでは厳しいのではないのかなということで、今回、一旦ストップさせていただきましたけれども、これからまた色んな形で外から人材というのは多分必要になるんだと思っていますので、経過の中で地域おこし協力隊を求めることはあるんだなと思っていますし、実際、私のところに札幌の方でありますけれども、そういった思いのある方が是非会ってほしいということも来ていましたけれども、今回はコロナの関係でなかなか会えませんでしたけれども、やはり実際、生で見て、その人の色んな性格なり、短期間ではありますけれども、ある程度、肌で感じないと、なかなかペーパーなり一遍の面接だけでは、その人が本当にここに来てちゃんと3年間、そして、それを超えて結果的に福島に居てくれるかということ難しいんだと思っていますし、どちらかというところ3年間だけ過ごせばいいという方も結構いらっしゃいますので、そういう腰掛的な人を排除しながら、できれば将来本当に、今、木村委員おっしゃるとおり、色んな形で今年1年かなり全国的に福島町がテレビ、色んな形で情報発信されていますので、そういった魅力を感じている方々もいらっしゃるんだという風に思っていますので、今回、一時ストップはさせていただきましたけれども、今後、先ほど溝部委員の方からもありました、工房の展開の中で一時的手当の1つの手段として私はあるんだという風に思っていますので、そこについては一度立ち止まりましたけれども、今後また必要性が生じれば議会の方にもお願いしながらやっていくことはあるんだと思っています。ただ、今回については、一度ストップさせていただいているという経緯であります。

○委員長（川村明雄）

木村委員。

○委員（木村隆）

分かりました。私の中で、地域おこし協力隊をまた募集してはどうかという、たまたま今日そういう意見が出てきたので、今、考えて言ってみたくはありますが、ちょっと違うことで実はそういう質問をしてみたいなという考えがあったものですから、今、聞いてみました。

もう時間もきたので急ぎでいきたいと思っておりますけれども、先ほど書いていない事でプログラミング教室のことを質問させていただきました。それで、去年いただいた、こちらの総合計画（案）の方に、令和2年で実質的にプログラミング教室は書いているんですけども、それ以降は実は書いていないんですね。それで、今日載ってくるのかなと思っていたら載ってこなかったものですから、ちょっと質問させていただきました。それで、勿論150万円ぐらいかかります。ただ、去年、中学校の方ではあまりプログラミングの授業はないんですけども、小学校の方ではこれからどんどん普及していくと思うんです。ですから、予算が令和5年まで100万円ずつになっていますけれども、何も冬と夏とやってくださいとは言いません。ただ、少なくとも教科書改訂が4年に1回ですから、令和4年度ぐらいまでは何かしらの形で冬だけでもいいですから、予算を半分にするとかの形で続けてほしいなと思うんです。教育長も状況を見ているかどうか、その授業の内容を見ているかどうか分からないですけども、対応はそっちで、予算はそっちですから、だから、その辺を上手く連携を取って、教科書改訂の令和4年ぐらいまではやってほしいなと思います。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

計画上は今年でという感じではありましたが、今、そういった意見もございましたので、新年度予算に向けた段階で検討してまいりたいという風に思っております。

○委員長（川村明雄）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 12時03分）

（再開 12時56分）

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

諮問会議の関係と、それから今回の資料を見て、議案として提案する段階で、政策等調書と進行管理表を添付するんですけれども、政策等調書の役割そのものを考えると、この段階で提示するというところでどうなのか。準備含めてやると、もう既にその部分は出来上がって、それをベースにして多分この計画書ということになるんだと思うので、特に今日議論して、午前中の議論でも分かるように、なかなか背景的なものをすべて課長が説明の段階でということにもならないし、そういった意味も込めて政策等調書、その後の追跡というか、経過の進行管理ということで、それを合体して1枚の物でいいでしょうということでスタートしたんだという風に思うので、どうかその部分については諮問会議の部分でも、それを添付することによって内容がよく分かるし、それを踏まえて担当の方から説明すると、なおさらに分かるということだと思いますので、いかがですか。その部分だけお願いします。

○委員長（川村明雄）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

この今回提出する資料の調整の段階におきましては、政策等調書も出来上がってはございますので、今、おっしゃられたところにつきましては、より詳しい形になるでしょうから、その方向で検討させていただきたいと思っております。政策等調書、特に新規事業の部分につきましては、その必要性もあるかなとも思いますので、その辺で検討させていただきたいと思っております。

○委員長（川村明雄）

ほかになければ、委員長から1問だけお願いしたいと思っております。

町民から相談を受けて初めてその深刻さというのが分かったんですけれども、これはバスの車両更新をするとき4町で十分協議してほしいなと思ったりして、4町で協議する場に出していただきたいと思うのは、みなさん高齢化になっている人方で、福島町に科目がなくて函館の病院に通うバスに乗り降り、それから往復の函バス利用について、実際に乗っている方の話だったんですけれども、トイレが付いていないものですから、どうしてもなかなかその時によっては乗り難いということで、そういう深刻な経験は、私達、車を運転している人には及びもつかないような格好だと思うんですけれども、認可条件のクリアもあるかと思うんですが、地方の時代ですから、そういう形でその地域、地域に合った交通形態を考えていくという形ですね。それを一つ検討して、バスの更新をするときでいいですから、その更新に例えば設置すると。この辺でも40分程度の片道、そういう目的地まで走っているバスの中にも付いているバスがあるようなんですけれども、そのところを如何お考えかお知らせください。

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今の長距離というか、木古内松前線であれば、こちらからであれば、例えば福島から乗車して知内の道の駅でトイレタイムというわけではないんですけれども、もし必要であればトイレにも行けるかと思っております。それと、次は木古内の駅でトイレが必要であれば、事情によっては大丈夫だとは思っております。ただ、



函館までの直行ということになると70数キロ走るわけでございますので、そうすると木古内以降の所で上手くトイレを使える所があるのかと言うと、ちょっと今、私考えただけでもあまり思い浮かびませんので、バスにトイレが付いているということになると、長距離の例えば札幌から函館間のバスであれば付いてございますし、路線バスでも確か瀬棚かどこかに行くバスには付いているのはあるんです。1台だけそれを確か運行されているということで聞いてございます。それで、バスにトイレということになると、車高の高いハイレッカーのバスでなければ多分付けることができないと思いますので、その辺は導入することになると、なかなか大変な事なのかなという風に思っております。ただ、福島の方からそういった意見があったということで、函館バスさんの方には、こういう事例もあるので、例えばトイレ付のバスを用意できないというようなことがあっても、トイレの対応についてなんとかしていただくような形で、まず協議をさせていただきたいという風には思っております。バスそのものにトイレということになると、なかなか大変な事なのかなという風には思っておりますので、その辺を含めて、町民からもこういう声がありましたということでお話をさせていただきたいと思っております。

○委員長（川村明雄）

是非その辺を検討していただきたいと思えます。

それでは、以上で、調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 13時03分)

(再開 13時05分)

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての調査に入りますが、予め調査内容について、簡単にご説明いたします。

令和2年法律第45号により公職選挙法が改正（令和2年6月12日公布）され、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例制定をすれば公費負担が可能となりました。この法律改正の施行日は、改正附則により公布の日から起算して6月を経過した日、令和2年12月12日とされていることから、町においては、12月会議の議案提出を予定しているところであり、今回、町より条例に係る資料が示されましたので、その内容について調査するものであります。

それでは、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、資料の1ページをお開きください。

調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について。

1、制定の目的について。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、選挙公営の対象を市と同様に拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、供託金制度を導入することを目的としております。

施行期日は、公布の日から起算して6月を経過した日（令和2年12月12日）から施行され、選挙公営にあたっては福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定する必要があります。

2、制定する条例案の内容について。

(1) 町村議会議員選挙及び町村長選挙における公費負担の拡大ということで、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とするものであります。

①として、選挙運動用自動車の使用。②として、選挙運動用ビラの作成。③として、選挙運動用ポスタ

一の作成。

(2) 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁。

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1,600枚とするものであります。

また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものであります。

次のページをお開きください。

選挙運動用自動車等公費負担の対象とその限度額を示した表となっております。

まず、選挙運動用自動車として、(1)で一般運送契約で、運転手を含む俗に言うハイヤー契約をした場合、1日につき6万4,500円、5日間で32万2,500円を限度額としております。

次に、(2)として、自動車をレンタルした場合には、1日当たり1万5,800円、5日間で7万9千円を限度額としております。

また、選挙運動用自動車の燃料代として、1日当たり7,560円、5日間で3万7,800円を限度額とするものであります。

次に、ウの運転手雇用契約は、1日に1人に限られ1万2,500円で、5日間の限度額は6万2,500円となっております。

次に、選挙運動用ポスターにつきましては、525円6銭にポスター掲示場数、福島町の場合は38箇所となりますので、それにプラス31万500円を掲示場数38で割り返した数字8,697円が1枚当たりの作成単価となります。

次に、選挙運動用のビラも公費負担の対象となり、町議会議員選挙の場合、作成枚数の上限が1,600枚、作成単価の上限が7円51銭で、上限額が1万2,016円となります。

町長選挙につきましては、作成枚数の上限が5,000枚で、作成単価は同じく7円51銭で、上限額が3万7,550円となります。

3の施行期日については、令和2年12月12日から施行することとしております。

次のページをご覧ください。

4の条例制定により予想される増額経費として、次回以降、選挙が行われた場合を想定して経費を試算してみたものでございます。

試算額は、議会議員選挙11名、町長選挙2名で試算しております。また、公費負担に係る経費の支出については、選挙後に各事業者等からの請求に基づき、町が業者に支払うこととなります。

なお、当該候補者に係る供託物が町に帰属しない場合、法定得票数以上の場合に限るということで、つまり、法定得票数以上獲得しないと公費負担の対象とはならないということになります。

それでは、下の試算額は、全員を限度額として計算した場合となっております。

まず、(1)町議会議員選挙。

①-1として、自動車借入代が1万5,800円掛ける5日。それに議員立候補総定数11人を掛けますと86万9千円。

①-2で、自動車燃料代は7,560円掛ける5日。これに11人で、41万5,800円。①-3、運転手雇用代で1万2,500円掛ける5日で、さらに11人を掛けまして、68万7,500円。

②としまして、ポスター作成代は、作成単価8,697円に38箇所掲示場数を掛けて、さらに11箇所363万5,346円。

③のビラ作成代は1万2,016円掛ける11人で、13万2,176円で、トータル573万9,822円で、1人当たりに換算しますと52万1,802円。これが限度額となります。

(2)町長選挙では、同じく自動車借入代、それから燃料代、運転手雇用代、ポスター作成代ということで、それに2名が立候補した場合という想定で、それぞれの金額となっております。

③のビラ作成代につきましては、1人当たり3万7,550円の掛ける2で、7万5,100円。合計で109万4,672円で、1人当たり54万7,336円となるものであります。

町議会議員選挙及び町長選挙合わせまして、合計で683万4,494円となるものであります。

次に、5の町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。

今回の公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙にも新たに供託金制度が導入され、その額を15万円とするものであります。

また、供託物の没収点計算式は、下記のとおりとなっております。

有効投票総数割る議員定数掛ける10分の1で、この計算式を昨年8月16日に執行しました、町議会議員選挙で仮計算した場合、有効投票総数が2,595で、議員定数10名で割り返したものを、さらに10分の1を掛けると、25.95票となります。この25.95票を超えない場合は、供託金が没収されることとなります。

次のページをお開きください。

制定する条例(案)でございます。

第1条は、制定の趣旨で、選挙運動用自動車、選挙用ビラ、ポスターの公費負担に関する事項を定めるとし、第2条から第5条までが選挙運動用自動車に関する規定、第6条から第8条までが選挙用ビラに関する規定、第9条から第11条までが選挙用ポスターに関する規定となっております。

次に、8ページをご覧ください。

今回、参考資料としまして、1の選挙運動用ポスター代等の実績ということで、昨年8月16日に執行されました、福島町議会議員選挙時の選挙運動用ポスター等に係る費用の実績は下記のとおりとなっております。

①の選挙運動用自動車の運送契約、借入、運転手雇用等につきましては、実績はございませんでした。

②の選挙運動用ポスターにつきましては、11人の候補者の実績といたしまして、最大の方が15万8,003円、最小の方はゼロ円で、平均5万1,494円となっております。

また、その下の参考のポスター1枚当たりの作成単価を公職選挙法施行令どおりの単価で積算した場合は8,697円となりますが、法令で定める単価のうち31万500円を20万円と15万円にした場合の作成単価は下記のとおりとなります。

Aの20万円とした場合は作成単価が5,789円、Bの15万円とした場合は4,473円。これに係る町負担金としましては、Aの20万円とした場合、5,789円掛ける38箇所、1人当たり21万9,982円、これに11人ということで241万9,802円。Bの15万円とした場合は、作成単価が4,473円掛ける38箇所、1人当たり16万9,974円の11人分で186万9,714円となるものでございます。8,697円の場合との差額は、Aが121万5,544円少なくなるものでございます。Bの場合は176万5,632円少なくなるものでございます。

以上で、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長(川村明雄)**

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、質疑でございます。

溝部委員。

○**委員(溝部幸基)**

まず、3ページの供託金の関係なんですけれども、これは公選法の部分で対応するわけですから、町長選挙までは供託金ありましたから、日銀に納入するという形で同じようになるということではないでしょうか。

○**委員長(川村明雄)**

小鹿総務課長。

○**総務課長(小鹿一彦)**

供託書の場所は、地方法務局の本局支局になりますので、当町の場合は函館地方法務局という形になります。

○**委員長(川村明雄)**

溝部委員。

○**委員(溝部幸基)**

あと、何点か改正になって対応しているんですが、町村はまだ出てきていないんですけれども、全国の

市の状況を見ますと、選挙運動用ポスターの部分が公選法で示されている額よりも上限はある1枚当たりの単価があるんですけれども、そういった事例を調べて、今回の提案ということになるのでしょうか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

まず、一番身近なところとしまして、西部4町ということで木古内から松前は情報収集しております。それで、当町以外は9月定例会で公職選挙法どおりと。それで提案されています。まだネットとかには載っていませんけれども、それで可決されていると。あと、既に執行しております北斗市とか函館市に関しては、既に条例もありますけれども、その中で今、溝部委員おっしゃったように、法令どおりじゃなくて下げている。特に北斗市は31万500円という部分を下げしております。それと、ビラの配布も条例では謳っておりません。これは選挙公報とかが別にあるということで、ビラの配布については載せておりません。それと、ポスターは単価も下げしております。一応そんな感じです。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

あと、特にそのポスターの部分については、実際に現状の把握ということで、印刷屋さんとか、そういう情報を調べておりますか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

この件につきましては、私も昨年代わったばかりですけれども、当町の選挙公報なんかは今B5版で、1枚に4名の方が載っていますけれども、それをA4版にしたらどうかという意見を前々からいただいていたので、それについては若干見積はいただいております。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

選挙公報ではなくて、ポスターの部分です。多分、この辺でいくと函館中心の印刷屋さんをお願いするというのが多いんだという風に思うんですけれども、実際にどういう状況か。これは多分、印刷ですから、枚数の関係とか、それから紙質とか、あと、その前段の部分で写真を撮ってやるという形で変わってくるんですが、そういった情報を調べておりますか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

既に作成している団体の、特に市ですけれども、見ますと、一番安い所ですと1千円未満。600、700円という所もありますし、あとは平均でいきますと1,200円から2千円ぐらいとなっております。

○委員長（川村明雄）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

意見交換ある方いらっしゃいますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

特に、事例を見て分かるとおり、公選法の基本どおりになっていない部分というのがポスターの部分なわけですね。それで、私も早い段階で、そういう分で資料を議会事務局の方にもお願いをして見てみるんですけれども、この8ページにはどういうポスターので、最小はゼロ円と。最大が15万8,003円ということなんですけれども、これは最小ゼロ円というのは、前から取って置いたのが残っていたという

こととか、あるいは自分で印刷するとか、私もかつては自分で印刷したこともありますので、そういう事なのかなという風に思うんですけども、公選法で示している数値というのは、ここでやっている8千くらいということに、うちの形で計算するとなるわけですので、私はちょっと現実とは離れたような感じになるのかなという風に思います。

それで、これは去年の選挙の参考で15万8千円というのは、ちょっと私には、どうしてこんなに高くなるのかなという単純な疑問が湧いてくるんですね。議会の事務局の方で対応すると、大体50枚から100枚ぐらいの線で、選挙用ポスターということになると100枚で6万円、50枚でやると5万円と。単価はそれぞれ600円、千円ということになりますので、その数値から見ても、内容は高いものは当然、例えば紙の質が違ふ、印刷のインク自体が雨が当たっても落ちないとか、色んなことがあって高いのはそれなりに勿論、質の良い物だと思うんですけども、そういった部分からすると、やはり極力抑えていくという形を考えていかなきゃいけないかなという風に思うんですね。他市町を見てみても、本当に抑えている所は結構ありますし、道内でも恵庭でいくと単価を1,236円とか、それから石狩市で2,057円、網走が2,596円ということで、どっちかと言うと抑え気味に対応していますので、私は、あまり極端に高くないように。どうしても設定が高く、例えば8千くらいとやると、多分、議員もそうでしょうし、受ける印刷屋さんの側は高い設定のプランを示していくということに、そういう状況が普通になっていくんでないかなという、そういった懸念をしますので、その点について、どうでしょうか。さっき聞いたら、4町のうち3町はもう9月にやって公選法どおりだということ、きちんと議論したのかなと首を傾げるんですが、いかがですか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

公職選挙法の趣旨としては、なかなか立候補の環境が最近厳しい状況の中で、少し公費負担をもって立候補しやすいようにということが前提としてあるんだと思います。ただ、それはあくまでも全国ベースを基準にしてやっていますので、やはりそこところは本州の方の町とうちがイコールかとなると、そうではないと思いますので、私はできれば、私も含めて議員さんも直接関わる部分ですので、今から環境が悪くなるわけではなくて、少し負担が減るということを考えれば、すべて負担がマックスでなくても環境としては良いのではないのかなと。そして、やはり現職の方含めて、将来、立候補する方に対して、ある程度の責任をもって決めることが私は良いのではないかなと思っていますので、やはり今現在いる議員の方々が色んな選挙を何回か潜って経験しているわけですので、そこところを。4町は法律どおりやってみたいですけども、当然、法律どおりやれば上限がありますので、それを使いたい人もいれば、使わない人もいますけれども、往々にして幅を大きく持っていると思いたい風になるわけですね。選挙ですから、やっぱり人より良いものをという形になりますので、ただ、やはり町長選挙含め町議会選挙は町の一般財源を使って施行されることでありますので、我々はやっぱり町民に対してもしっかりと説明責任があるんだと思うんですね。だから、そこところは、ある程度、福島の相場に合ったものでセッティングしても良いのではないかなと思っていますので、そこについては、議員会なり色んな形でもう一度しっかりと議論を深めていただいて、我々、今日提案しているのは、基本的に最大ですよということの提案をしています。そして、期日についても、一応6カ月以内に法律は施行されておりますけれども、ただ、直近で選挙がすぐあるわけではありませんので、私の考えとしては、無理に12月に出さなくても十分対応はできるのではないかと考えています。間に合えば我々としては12月に出すのが一番ベターではありますが、ただ、必ずしも、この法律を読んでもらえば分かると思うんですけども、条例で定めるのは自由でありますので、別に期限が定まっているわけではなくて、法律の施行が6カ月という定義がされているだけでありますので、できれば我々はやっぱり、まず今いる議員さん方が納得して、将来、議員を目指す方々にとっても良い制度であればいいかなと思っていますので、私は少し時間をかけながらラインを構築していった方が良いのではないかなと思っていますので、そういったところをもう少し議員各位の中で議論を深めるような形もできればお願いをしたいかなという風に思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今の町長の考え方で、議会の方でもまたこの後、色々な機会に検討するような形を作っていかなきゃないという風に思っております。できるだけ現実の部分、これは本当は資料で示した8ページの最大15万8,003円というものの中身が少し分かればいいんですけども、それでも平均的に5万1千円ということの中で、この辺をベースにしながら状況を考えるということが大事でないかなという風に思いますので、町長も12月でなくて、少し時間をかけて対応するという事ですから、それで検討をお願いしたいなという風に思います。

それで、もう1点なんですけれども、この枚数の関係ですね。掲示場が大分、最大の時は確か前は60か70ぐらいあった時期もありまして、どんどん下がって38ということなんですけれども、法を見ると、掲示場の2倍の範囲内で対応いいですよということで、見た事例では1.5とか1.2とかの形で見ている所もあるんですね。実際に選挙をした場合に掲示板に貼りますと。それが雨で駄目になって剥がれる、風で剥がれるとか、ケースとしては、いたずらしてポスターを剥がされたとか、そういうケースは結構あるんですね。ですから、そういった意味でいくと、例えば38枚の1.2ということになると、それでも50枚にならないですかね。ですから、考え方としては、印刷の最低限のロットの考え方からすれば、50・100とか、50・80・100とか、そういう感じの印刷屋さんの設定になってくるんでないかなという風に思いますので、その点もできれば検討願いたいと思います。38掲示場数だけということではなくて、1.2とか1.5ぐらいの考え方で、できれば標準的な印刷のロットからすると50ないし75、80か100とか、そういう設定の検討もお願いをしておきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

確かに今のこの条例提案のままですと38枚、掲示場数というのが上限になります。ただ、今、溝部委員おっしゃったように、各市を見ますと1.2倍とか、それで法律上は1から2倍の間でできますので、今、うちの制定の条例（案）でいくと、6ページの第9条の部分になります。ここにポスターの作成枚数を例えば1.2乗じてとか、掲示場数に応じて2乗じてとか、うちの場合は38ですので倍にしても76枚という形になりますので、その辺は先ほど町長もおっしゃったように、議員の皆さんの方でも色々検討していただければ、我々もその意見を尊重してまいりたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

掲示場数については、その選挙公報の発行もありますしね。だから、選挙公報については、各戸に配布するわけですから、それで多分、人口減少に合わせて投票場の数も減らしてきていますし、そういったことで38ということなんですけど、この後まだ減っていく可能性が強いと思うんですね。そういう風に減った場合の印刷する場合のロットと言いますか、単価みたいなものとか考えると、私は最低限50ということになるのかなという風に思いますので、今、倍にしても76ということですから、そういった意味からすれば、50という数に設定するという事も有りではないかなと思いますので、それらも含めて検討をしていただきたいと思います。

それと併せて、さっき課長の方で言っていましたポスターの関係ですよね。説明したように、うちの方は選挙公報を発行しているわけですから、そういう事例があるというのは、さっき課長が言ったので、私が調べた部分では、選挙公報を発行しているからそれを止めたというのが見えなかったものですから、それができるのであれば、私は福島も選挙公報を発行して、ビラの方は止めるという形で考えた方がいいと思うんですが、その法的な分の解釈も含めてお答え願います。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

町の場合、従前から選挙の時の選挙公報は町民の理解が示されているのかなと私も思いますので、この条例なり規定を見たときに、私も引っかけたのは、わざわざ公報をやっているのにビラのところまで認めなくていいのではないのかなと思っていますし、現実的に多分やられている町村がありますので、そこは制約がないんだという風に思っていますので、条例であえてビラの分について設ける必要はないんでな

いのかなと。従来どおり選挙公報を踏襲する形が私は福島には合っているのではないのかなと思っていますので、そこはある程度、修正をかける形で調整をさせていただきたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

その条文の前段には、多分、ハガキが出てくるんですね。それで、同じような考えであれば、私はハガキも外した方がいいんじゃないかと思う。今は現実、自粛ということで話しまして、今、議会の方で話しているのは、多分、ビラとかなった場合1, 600枚できるけども、選挙公報を出しているのであれば、そこも自粛する方向で話し合いしましょうということになっているので、法の方で条例でそこができるのであれば、ビラも、それからハガキも、これは現実としてはもう議会の方は選挙公報を出して5回確かやっているはずですから、そういった定着もしていますし、もしその辺で費用が浮くということであれば、さっき課長が言ったように、今はB5の形になるんですね。それをB4にして、それを1ページにするとという形で考えるということなので、そうするとビラに書く分も選挙公報の中でもう少し今の倍使えるということになりますので、そういう検討もした方が良くと思いますが、ビラの関係と、それからハガキの関係を確認します。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

今回のものは条例を定めれば公費負担にできるという形で、ハガキについては公職選挙法の方で無料という形でやっていますので、あえて今回、町長も議員さん方にも、ハガキは出していないんですけども、出せるような形で説明会の時もすべて渡していますので、それで今回のものについては、今、おっしゃったとおり、自動車とかもあくまでも条例制定すれば公費負担にできますよという法律の制定になっていますので、ただいま言ったとおり、仮にビラが不要なのであれば、条例からそこを外すことによって公費負担にはなりませんので、今回の意見も踏まえた中で、うちとしては、今、全部すべて公職選挙法施行令で公費負担になった分はやっているという形なので、それは意見を聞いた中で、そうすると条例のビラのところを削る可能性もありますので、そうすると条例が短くなる。ただ、ハガキは、従前は選挙公報を発行しているので、どなたも出していないんですけども、うちの方からは郵便局の方で出せますよということになっていますので、今回はあくまでも条例制定した部分はなるということで、ご理解願いたいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

全国で初めて選挙公報を出している部分については、ハガキを出さないとか、そこを少し抑えるような、現実これは言っているように、5回ですから20年間やっているわけですから、福島は、国ではそう決めているけども出しませんよというぐらいの逆の、確かに国で言っているんだから、無料にしているものをあえて書く必要がないということの解釈ですけども、それでも使おうと思ったら使えるわけですから、言ったら無駄な経費ということになるわけですから、そこを何か工夫して全国初でやってみたらどうですかね。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

上位の法律で決めているものを町村で駄目だということには、それは流石にできませんので、そのところは上意下達ではないですけども、上位法が優先しますので、我々の条例はその中で泳ぐ分にはいいでしょうけれども、今の場合は流石に無理かなという風に思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

そんな事でもしないと、いつまでも残るんですよ。そんな事をしないと、ハガキを出して選挙公報とい

う考え方を、結構議会の改革で視察に来て、選挙公報のことも来るんですけども、そういう所がどんどん選挙公報を出しているかと言ったら、これは近隣の渡島管内でも多分、選挙公報を議会の方で出している所はないんでないですかね。そのぐらい進まないんですよ。だから、その根本の部分には無償で出すという部分が私はあるんでないかなという風に思いますので、そういったきっかけを作るためにも、色々な場面では私も話はしていますけれども、いい刺激になるんでないか。これは多分、総務省とか、そういう所から、何なんだという話が来るぐらいになると、逆にそれがきっかけになって、また検討するということになるんでないか。そういうきっかけを作ってもらえればなという風に思います。

それと、今、言った選挙公報の関係なんですけれども、選挙が無競争の場合は出さないということになっているんですよ。そういった場合に、それぞれの議員さんの公約というのが町民の目に付かないということになるんですね。だから、それでいいのかという話なんです。選挙公報そのものが無競争になったら出せませんよという、そういう法律でもあるなら、これはもう考えなきゃいけないんですけども、すべて準備をしておいて、無競争になったらそれが全然発行にならないと。町民の目にもそれが出ていかないという事自体に私は矛盾を感じるんですが、その辺を無競争でも示すというぐらいのことでどうなんですかね。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

我々はなるべく無駄とは言いませんけれども、必要ないものについては経費をかけない形で整理をさせていただいておりますので、選挙がないと分かっている中で、確かに溝部委員の論法も分からないわけではないです。ただ、うちの場合、幸いな議会も含め、町長も含めて当選後にはしっかり政策を広報でお知らせしていますので、私はそこところはクリアできるのではないのかなと思っていますので、あえてそこで経費をかけて、町民の目に触れて当選してくるというのも良いのかもしれませんけれども、まず当選した段階で、議会も含めて議員評価も含めて、確か全部政策なり選挙で謳っているようなことは書かれているという記憶をしていますし、町長は当然、執行方針なり色々な形でそういった政策を町民の方に知らしめますので、私はそこところは経費を除いてもいいのではないのかなという風に思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

ハガキから選挙公報に検討した段階で、ハガキはうちの規模で800枚よりないと。その頃でも2,000以上の世帯数があるわけで、全戸に配布にならないわけですね。それで、ハガキであれば、来た途端に極端に言ったら投げられてしまうと。そういう所が多いだろうと。全員の立候補の公約の場合には、少なくともハガキと同じようにすぐポイなんて話でなくて、逆に言ったら、これを4年間取って置いて、本当に議員はこの通りやっているのかというチェックになるんでないかというような話もあったんですね。町長言うように、うちの場合は議会としては1年毎の目標設定をして、それに評価を加えるという自己評価の形を取っているんで、ただ、それと選挙公報と一緒に言うと、そういう状況でもないんで、できればそういう形できちんと全員のものが形に残って出るような形で検討していただきたいという要望をしておきます。それができない場合は、議会も何かまた別の事を考えなきゃいけないという風には思っています。

○委員長（川村明雄）

工藤副町長。

○副町長（工藤泰）

今の現行の選挙公報の条例で、定数どおりの場合は発行しないと謳っていますので、今、それに代わる、例えば広報でやるか、そのまま発行するとか、ただ、今の条例上は無投票の場合は、第6条の方で定数であれば発行手続きを中止するとなっていますので、それに基づいて無投票の場合はしていないという状況です。今、溝部委員のそういう意見もあるんであれば、そういう形がいいのか、あるいは町の広報でそういう風にやるかはちょっとまた検討ですけども、そうすると条例を若干直さなければならぬ形か、公報はしませんけれども、それに代わるものとしてという形では、その辺は検討したいと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）



条例でそう書いているのは分かっていると言っているんです。ですから、検討をお願いしたいということです。それでも検討しないということであれば、議会の方も何らかの方法を。それで、うちの議会のホームページで選挙公報も載せているんですよ。これも選管に了解を得ているわけではないんですけども、何年かずっと載せて何も言ってこないの、暗黙の了解をしてくれているんでないかなということ、長く選挙公報そのものをデータとしていただいて載せているということなので、できればそういう方向で町民の皆さんに、ホームページも結構、多分、従来の500ということよりはもっと増えているんだと思うんですけども、まだまだやっぱり紙ベースでなければという住民の方も多いんですから、できればお願いしたいということでおきます。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

選挙公報については、今、条例の規定も色々ありますので、そのところも含めながら。ただ、あくまでも選挙公報自体は、町民の選択肢の1つとして投票行為にあたって、その人を見極めるためにあるんだと思っていますので、そのところは若干違った方法でやった方がいいのかなと。自分の時も、自分事で申し訳ないですけども、当選した時にすぐ臨時号を出させていただきました。1つの方法としては、当選した時点で例えば特集ではないですけども、議会広報なりを増刷かけて、しっかり新しい議員さんを紹介するというのも私は1つの手としてあるんだと思います。その中に本来、多分、皆さん無投票でも選挙公報の原稿は用意はしていると思うんですよ。そういったものを載せるというのも1つの手としてあるんだと思いますので、そういった方向で是非、検討させていただきたいと思ひますし、議会の中でまた議論が深まった段階で提案いただければ、それに沿った形でやっていきたいなという風に思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

これで最後なんですけれども、さっき12月でなくても、法的にはそんなに急がなくてもいいということなんですが、この後の議会の対応含めて、12月にやらないとすれば、どういう形に時期的なものを想定していますか。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

私もちょっと出張していて、あまりしっかり読み込んでいなかったんですけども、今日改めて見させていただくと、法律の施行上は6カ月で施行するということになってはいますけれども、ただ、先ほど来説明しましたとおり、直近の選挙がありませんし、今、多分、無理して法律に合わせて、これは今、法律に合わせる形で12月施行するということで条例提案したいという、それで各町も多分、同じ横並びでやっただと思うんですけども、ただ、今の状況を見ますと、条例制定ですから、ある程度、時間を取っても問題ないという、別に法律を逸脱するわけではないと思いますので、そのところは議員さんなり町長に関わる分野でありますので、しっかり皆さん納得した中で合意形成した中で決めた方がいいのではないのかなと。要はルール作りですので、そのルールをしっかり皆が納得して決めていただければなど。できれば本当は議員会なり、そういうところでちょっと揉んでいただいて、それを町の方とまたもう1回やり取りして、町としてしっかり条例提案できるタイミングが良いのではないかなと思っていますので、そういった時間は無理して、思いとしては12月という思いはありましたけれども、今日も総務教育常任委員会だけです。当然、経済福祉常任委員会の委員さん方もいらっしゃいますので、そちらの方にも報告をさせていただきますので、是非、議会の方でもそういった議論をしていただく形を取っていただいて、それでまた我々の方と意見交換する形を取っていただきたいなと思っています。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

隣町の3町はもう既に9月にということなんですけれども、多分、12月に向けて全国のほとんどの議

会で条例が決まっていくという風に思いますので、ゆっくりその辺も参考にしながら、どちらかと言うと、あまり急いで公選法どおりということであると、あまりにも今までよりも拡張し過ぎるような感じがしますので、慎重に対応することもお願いしておきます。議会の方でもしっかり対応していくことにしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

9月に実施した調査では、既に制定済みが全国の自治体の8割。令和2年度中を含めて8割ですね。それで、令和3年度中も5.2町村、5.6パーセント。令和4年度以降という所も1点何パーセントあるんですね。やっぱりそれは定例の選挙がないという形ですけれども、法律は12月で施行・公布されますので、それに合わせてですけれども、今、町長言いましたように、必ずしもではありませんので、時間をかけて議論をしても構わないのかなと思います。

○委員長（川村明雄）

溝部委員。

○委員（溝部幸基）

今の課長の話で、令和2年度で8割方ということであれば、逆に令和2年度まで様子を見て、その調整を議会側もしてもらって、その上で8割の状況も踏まえて、令和3年度の中で決めておくぐらいのスタンスで進めた方がいいと思いますが、そういう考えでどうですか。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

まず、私の方から、正確に9月時点で、町村ですね。926団体が制定しております。残り2割が先ほど言ったようなスケジュールになっています。

○委員長（川村明雄）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

国の方も、法はもう既に動いているのに、あまり町村がゆったりという形は当然好ましくないということで指導とはいきませんが、なるべく早くということだと思います。ただ、多分それは選挙に出る人に不利益にならないことをちゃんと整理しなさいということの趣旨だと思いますので、今、福島町でそういった状況かと言うと、若干違うのかなと。ただ、あまりまたのん気にやってもあれですので、まず我々としては、今、出させていただきましたので、できれば3月の定例会ぐらいまでに整理する形が良いんだと思うんですね。あまりまた延ばしても、だんだら議論するほどの内容でもありませんので、まずは皆さんが納得する程度、4、5カ月かけて、できれば3月の定例会に出せるぐらいのスケジュール感で良いんでないのかなと思っていますので、是非、議会の方でも1回皆さんでお話をして、その辺もうちの事務方と少し連携を取りながら、事務局も含めて整理をさせていただきたいなと思っています。

○委員長（川村明雄）

小鹿総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

すみません。先ほど私が言った町村数ですけれども、全体で926団体。その8割の683団体が既に制定済み、あるいは令和2年度中に制定という形でございます。

○委員長（川村明雄）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

それでは、以上で、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時57分)

(再開 13時58分)

---

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、最初に、調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についての本委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 13時58分)

(再開 14時03分)

---

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について。これにつきましては、ただいま論議しました内容で進めてまいりたいという風に思います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についてに関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

ご異議なしと認め、調査事件7 第5次福島町総合計画の変更についてに関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 14時04分)

(再開 14時07分)

---

○**委員長（川村明雄）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件8の福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、休憩中に論議した問題点。それをまとめていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定に関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**委員長（川村明雄）**

ご異議なしと認め、調査事件8 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてに関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、（2）報告事項についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 14時08分)

(再開 14時12分)

---

○委員長（川村明雄）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3のその他について、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○委員長（川村明雄）

ないようですので、以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様ございました。

---

（閉会 14時12分）

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長      川 村 明 雄